



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	石川 武教授の経歴と業績
Author(s)	小川, 浩三; OGAWA, Kozo
Citation	北大法学論集, 41(5-6), 629-644
Issue Date	1991-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16810
Type	other
File Information	41(5-6)_p629-644.pdf



石川 武 教授の経歴と業績

小川 浩 三

石川武教授の経歴と業績

石川武教授は、一九五二年四月文学部助手に採用されて以来、一九九一年三月の停年まで、すでに四〇年に近い研究者生活を送っている。この期間の研究業績を通過してまず気がつくことは、最初と最後（もちろん、これは現時点という意味であることとはいうまでもない）の主題の一致ということである。すなわち、最初の本格的論文（業績一覧Ⅱ・23——以下数字だけで示す）と最後の論文（Ⅱ・33）は、中世における平和、あるいは、平和運動に関連するものであり、二番目の論文（Ⅱ・67）と最後から二番目の論文（Ⅱ・31）とは、ともにラントレヒトとレーンレヒトに関するものである。この一致は、それだけで、教授の問題意識の持続性を証しするものであるが、他方で、教授の出发点と到達点（もちろん、さしあたりの）を比較するた

めにも、きわめて有効である。

両者を比較してまず気がつくことは、スタイルの違いである。初期の作品が、堀米庸三あるいはハインリッヒ・ミッターイスの学説の内在的分析からその矛盾をつき、その解決を他の学説をも参考にしながら探るといったものであったのに対して、後期の作品では、ザクセンシュピールという法史料の用語法の厳密な検討から、その規範構造を明らかにしようとしている。研究文献を通じた研究から史料の研究へという、歴史学研究上の決定的進歩にもかかわらず、しかし、両者には共通点が認められる。それは、ひたすらに論理的整合性を追求する姿勢である。学説が研究者の営為の所産である以上、論理的整合性がなければならぬことはいうまでもない。しかし、ザクセンシュピール

ゲルは、伝統的な考え方からすれば、学識法が及ぶ以前の旧来のザクセンの慣習（法）を記録したもの、したがって、論理的整合性を追求することが難しいというものであった。これに対して、教授は、学識法の影響の要素を重視する近年の有力説に依拠しながら、これをさらに徹底させ、なんらかの法学教育を受けた者のいわば「法学的作品」という仮説の上になつて、この「作品」の論理を追求した。そして、少なくとも現時点では、教授の研究によつて、この仮説は説得力をもつものとなつていくように思われる。

ところで、史料の用語法の文献学的な分析と論理の追求という、教授の後期の作品を特徴づけるこの方法は、少なくとも公刊された作品としては、「ゲヴェーレ」論文（II・25）の二〇年以上前にすでに認められる（II・18）。とはいへ、ここで分析されたのは、テオドア・マイヤーという同時代の一学者の学説形成史であつた。資料の文献学的分析が、普通に行われているという意味ではないが、しかし、行わるべきと普通に考えられているという意味で、きわめてオーソドックスな方法であるのに対して、一学者の学説形成史のかかる分析は、管見の限りでは前例もなく、非常にユニークなものであつた（当時の反響としては、山田欣吾「学界回顧」『史学雑誌』七三編五号三〇五頁

参照）。しかし、ここでは、整合的論理に反することは、「マイヤーの錯覚にもとづく誤謬」、あるいは前代の古典学説の残滓というように、歴史的に説明することが可能であつた。換言すれば、マイヤー説の「あるがままの姿」ではなく、「あるべき姿」（山田前掲）において論理的整合性を維持することができた。これに対して、ザクセンシュピゲルの分析においては、それはもはや許されない。アイケの「あるがままの姿」において論理を求めなければならぬ。論理によつて分析対象が検証されるのではなく、分析対象によつて論理が検証される。ここにおいて、教授は、ローマ法があるがままに受入れてそれを整合的に説明せんとした、かのグロッサトレスの解釈学の高みにまで達したということができよう。

「言うまでもなく（Exegese だけのこと足れりとするわけではないが）、少なくとも Exegese を抜きにしては『法史学』は成り立たない。私自身は、特に『ゲヴェーレ』論文いらい、このことを痛感させられている。しかし残念なことに、戦後のわが国の（狭義の）西洋法制史『学界』において、Exegese という最も基礎的勉強ないし作業が軽視されつづけてきた。」これは、前述の最後の二論文の間に書かれた文章である（II・32）。さらに、法史学は法解釈学の侍女たるの地位から自己を解放し、歴

史学にならなければならぬと主張する世良晃志郎に対して、日本においてそもそも法史学がどれだけ法解釈学の侍女たりえたかという疑問を提出した（V・10三四八頁）時にも、同じ問題意識が見て取れる。筆者なりに解釈すれば、法解釈学（歴史的發展法則から解釈を導き出すのではなく、準則と事案との間の視線の往復によって行うそれ）にとつて役に立つ成果を上げるほどに、法素材を内在的に分析したことが法史学にはあったのかという痛烈な批判のように思われる。

教授の出発点にあったのは、たしかに、伝統的なドイツ法制史の成果（古典学説）を、オットー・ブルンナーに代表される国制史に依拠しながら批判するということであつた。しかし、その場合でも、例えば封建制度成立をめぐる問題をとつてみても、我々の恐らく大半はハインリッヒ・ブルンナーの *Deutsche Rechtsgeschichte*, 2. Aufl., 1906 u. 1928 を中心とする膨大な研究を消化していたと自負しえたものはなかつたはずである。若し彼の研究が、その驚くべき実証的基礎と共に、その緻密犀利な法学的概念構成とからして理解されていたなら、たとえブルンナーの封建制起源論が結局は否定さるべきであつたとしても、ドーブシュの批判の受入れ方は甚だしく異なつた様相をとつていたに相違ない」（井上・林編『西洋史研究入門』六〇頁へ堀

米執筆）という恩師の影響は、教授に陰に陽に及んだものと思われる——ちなみに前掲書中の堀米の「自省の発言」（「徒弟の修行をふるることなくして、いきなりマスターのみに許された問題に入つていた」）を、「若き研究者たちに深い感銘を与えた」ものとして引用している（II・9二三頁）。さらに、「法史学の領域において」、「着実な実証主義を實踐してこられた」（堀米前掲七一頁）久保正幡への高い評価も、後年のザクセンシュピール研究の開始にとつて大きな意義をもつたように思われる。

とはいえ、教授が本格的に狭義の「法史」の問題へと移つていったのは、いわゆる「国王自由人学説」研究に一応のくぎりがついてから以降（一九六七～九年）のことである（I・1二七一頁）。教授も述べている通り、学問上の盟友ともいふべき直居淳を喪つたことが大きかつたであろう。しかし、学問内在的な動機がより大きかつたように思われる。すなわち、「国王自由人学説」の検討によつて、古典学説への批判的視点が確立したこと——それは *Volkrecht* が法的実態ではなく政策目標だと解されていたことも含む——および、同じく年来の友人でもあるカール・クレッシェルの「二世紀における法と法概念」（一九六八年III・14所収）によつて、「良き古き法」概念に批判が加えられたことが、重要なきっかけになつたように思われる。な

せなら、初期の二作品において、「良き古き法」あるいは「ラント法」こそは、論理的ネットワークだった（少なくとも筆者にはそう思われる）からである。すなわち、II・23に關していえば、きわめて簡略化すれば、刑事手続における民衆の動員を可能にした平和の理念が「良き古き法」＝Volkrechtを破る立法権を生み出し（公共性の理念）、その結果、逆に、立法手続において民衆を締出した身分制的支配の理念が登場して来るという図式を描くが、ここで、「民衆の法（Volkrecht）」＝「良き古き法」の存在を前提にしなければ、論理的にはより無理がないように思われる。「二一八〇年」については、「ラント法による上級アハト刑」がレーン法の判決の執行にとつて決定的であつたこと（七九七頁）、あるいは、帝国諸侯身分にアロッドというラント法的要件があつたことが注目されながら、ラント法の説明がネグレクトされている。まさにこの宿題があつたからこそ、教授は、「良き古き法」の桎梏から解放された時、狭義の法史の問題に（もつと）いえば、ラント法の問題に）移つていったのではないかと思われる——なお、ラント法については、「正直に告白すれば、実はドイツ法史を専攻する者にとつても、ラント法とは何かという問題は難問中の難問なのである」と述べている（II・31一六〇八頁、さらに、一六二九頁注4も参照）。

それでは、教授は、後期の作品によつて、初期の作品の缺をどう補つてゐるかという点に關していえば、なお全体像は明かでないが、たとえば、II・3二〇・二一頁とII・33一六六二頁注150を比較するならば、「平和運動」と刑事裁判手続との關係に關する分析がはるかに深化していることが読み取れるであろう。また、裁判官レーンの問題については、II・6一一七頁以下とII・31とを比較すれば、説得力の違いがおのずから明らかになるであろう。なお、全体像については、最終講義「中世法の規範構造を求めて」（本誌四二卷三号）、および、「中世法と近代法」（『ドイツ近代法史辞典』所収）において、間もなく明らかにするであろう。

石川 武教授経歴

石川武教授の経歴と業績

昭和二年一月二十九日	北海道室蘭市に生まれる	昭和三七年 六月 一日	北海道大学法学部教授（法律史講座担任）（現在に至る）
昭和二年 七月	北海道帝国大学予科理類入学	昭和四〇年 七月	北海道大学学生部委員会委員（昭和四一年七月まで）
昭和二四年 三月	同右修了	昭和四〇年七月まで	北海道大学学生相談委員会委員（昭和四一年七月まで）
昭和二四年 四月	北海道帝国大学文学部史学科（西洋史専攻）入学	昭和四〇年一月まで	北海道大学教養部審議会委員（昭和四一年一月まで）
昭和二七年 三月	同右卒業	昭和四三年 九月	ドイツ連邦共和国（ベルリン自由大学）へ出張（昭和四五年九月まで）
昭和二七年 四月	北海道帝国大学（昭和二八年四月から北海道大学）文学部助手	昭和四六年 一月	北海道大学評議員（昭和四六年一月まで）
昭和三一年 五月	北海道大学法学部助教	昭和四六年 二月	北海道大学改革検討委員会第二―一専門委員会委員（昭和四七年七月まで）
昭和三二年 九月	日本学術振興会特別研究員として内地研究（東京大学法学部）に従事（昭和三二年八月まで）	昭和四六年 四月	北海道大学入学者選抜試験制度調査委員会委員（昭和四七年四月まで）
昭和三三年二月	ドイツ連邦共和国（フライブルグ大学）へ出張（昭和三三年一〇月まで）	昭和四六年 八月	北海道大学協議員（昭和四八年一〇月まで）
昭和三四年	北海道大学試験問題出題委員	昭和四六年二月	北海道大学法学部長（昭和四八年一月まで）

二月まで

北海道大学評議員（昭和四八年二月まで）

北海道大学大学院委員会委員（昭和四八年二月まで）

昭和四七年度北海道大学永年勤務者表彰

北海道大学法学部長（昭和四九年二月まで）

北海道大学評議員（昭和四九年二月まで）

北海道大学大学院委員会委員（昭和四九年二月まで）

ドイツ連邦共和国、フランスへ出張（七月まで）

ドイツ連邦共和国（ベルリン自由大学）へ出張（昭和五二年九月まで）

文部省在外研究員（長期甲種及び短期）学内審査にかかる専門委員会社

会系委員（昭和五三年一月まで）

昭和五三年 五月

北海道大学第二次入学試験実施総務部会部員（昭和五五年三月まで、五四年四月 同総務部会責任者）

北海道大学入学者選抜委員会委員（昭和五五年三月まで）

昭和五三年 九月

ドイツ連邦共和国へ出張
北海道大学主管共通第一次学力試験実施総務部会部員（昭和五五年三月まで、五四年四月 同総務部会責任者）

昭和五四年 七月

昭和五五年 四月

昭和五六年 二月

昭和五六年 四月

昭和五七年三月まで

昭和五八年二月まで

北海道大学図書館委員会委員（昭和五八年二月まで）

大学入試センター実施方法専門委員会委員（昭和六三年三月まで、六二年四月 同専門委員会委員長）

北海道大学教養課程教育協議会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

北海道大学入学者選抜制度調査委員会委員（昭和五七年三月まで）

石川武教授の経歴と業績

昭和五六年 八月

北海道大学学術情報システム準備検討委員会委員

平成 元年一二月

北海道大学大学院整備構想検討委員会委員(平成三年三月まで)

昭和五七年一二月

放送教育開発センター(研究開発部)教授に併任(昭和五八年三月まで)

平成 二年 七月

スイス、オーストリア、ドイツ連邦共和国へ出張(八月まで)

昭和五八年一二月

法学博士(北海道大学)

平成 三年 三月三一日

北海道大学教授停年退官

昭和五九年 九月

イタリア、ドイツ連邦共和国(ベルリン自由大学、フライブルグ大学)へ研修(昭和六一年四月まで)

非常勤講師

昭和六二年 五月

北海道大学学生部長(平成元年四月まで)

北海道大学(教育・文学・経済・歯学・教養)、札幌医科大学、北海道大学工業教員養成所、北海道教育大学教育学部旭川分校、北海学園大学法学部、東北大学法学部

北海道大学評議員(平成元年四月まで)

大学入試センター運営協議員(昭和六三年三月まで)

学会関係

フンボルト賞受賞(日独学術交流の功勞により)

平成 元年 五月

北海道大学学生部長(平成三年三月まで)

法制史学会、史学会、比較・法Ⅱ国制史研究会、Veren für Verfassungsgeschichte

北海道大学評議員(平成三年三月まで)

石川 武教授業績

一七三号

I 著書

(4) 神の平和——中世における平和運動の成立とその屈折——
歴史教育二卷八号

一九五五（昭和三〇）年

(5) Grundherrschaft・Bannherrschaft・Gerichtsherrschaft——
封建社会における「荘園制」の位置をめぐる——

北大史学三号

一九八三（昭和五八）年

点——

(1) 序説・中世初期の自由と国家——国王自由人学説とその問題

創文社

一九五六（昭和三一）年

(6) ドイツ国制史における一一八〇年——確立期における「ドイツ封建王政」に関する一つの賞書——（一）

国家学会雑誌七〇卷一〇号

II 論説

一九五三（昭和二八）年

(1) 西洋の近代——マックス・ウェーバーの場合——

歴史家二号

一九五七（昭和三二）年

(8) 封建制の成立と封建制社会の〈細胞〉

北海道大学法学會論集八卷一—二号

一九五四（昭和二九）年

(2) ドイツ中世の平和運動における「公共性の理念」——（一）

歴史学研究一七二号

一九五九（昭和三四）年

(9) 学説史と思想史——椽川氏による「中世国家論」批判の「発想法」をめぐる——

北海道大学法学會論集九卷三号

(3) ドイツ中世の平和運動における「公共性の理念」——（二）

一九六一（昭和三六）年

(10) クレッシェル「ゲルマン法におけるジツペ」(紹介)

北海道大学法学會論集二 一卷四号

(11) ポーゾルの「アーデルバウアー」に関する構想——松田智雄
教授の近業に対する一つの疑問——

北大法学論集二 二卷一号

(12) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史
研究への一つのアプローチ(二)

北大法学論集二 二卷二号

一九六二（昭和三七）年

(13) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史
研究への一つのアプローチ(二)

一二卷三号

(14) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史
研究への一つのアプローチ(三)

一二卷四号

(15) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史
研究への一つのアプローチ(四)

一三卷一号

一九六三（昭和三八）年

(16) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史
研究への一つのアプローチ(五)

一三卷二号

(17) 国王自由人学説とその問題点——中世初期ヨーロッパ国制史

研究への一つのアプローチ(六・完)

一三卷三〇四号

(18) 「完全自由人」とは何か——テオドール・マイヤー説の学説
史的分析——

久保正幡編『中世の自由と国家(上)』(創文社)

(19) ゲルマン時代の「貴族」について 歴史教育二 一卷八号

一九六九（昭和四四）年

(20) フランク時代における封建制の成立と封建化
『岩波講座 世界歴史7 中世1 中世ヨーロッパ世界1』

(岩波書店)

一九七三（昭和四八）年

(21) 『中世国家の構造』から『中世の光と影』へ——堀米庸三教
授の業績に寄せて——

西洋中世史研究会編

『西洋中世世界の展開——堀米庸三先生還暦記念論集』

(東大出版会)

一九七四（昭和四九）年

(22) ギールケ(法学者・人と作品)

別冊法学セミナー二二五(一九七四年六月)号

〔伊藤正巳編〕『法学者 人と作品』(日本評論社)

昭和六〇年所収)

一九七九（昭和五四）年

(23) Das mittelalterliche Recht in Japan und Deutschland.

Alexander-von-Humboldt-Stiftung (Hrsg.): Wissen-

schaftliche Zusammenarbeit und Austausch zwischen

Deutschland und Japan

一九八五（昭和六〇）年

(24) いわゆる『市民政府論』（ロック）に関する覚書（一）

北大法学論集三六卷一―二号

一九八六（昭和六一）年

(25) ザクセンシュピールゲルにおけるゲヴェーレ

北大法学論集三七卷二号

(26) Die Gewere im Sachsenspiegel.

Festschrift für Hans Thieme zu seinem 80.Geburtstag

一九八七（昭和六二）年

(27) 人についてのゲヴェーレ・小考 北大法学論集三七卷四号

(28) Eigengewere 考

北大法学論集三七卷五号

(29) ザクセンシュピールゲルにおけるアイゲン 法制史研究三六号

一九八八（昭和六三）年

(30) ザクセンシュピールゲルにおける相続法の位置

北大法学論集三八卷五―六号

一九八九（平成元）年

(31) ザクセンシュピールゲルにおけるラント法とレーン法（一）

北大法学論集三九卷五―六号

一九九〇（平成二）年

(32) アイゲンとゲヴェーレ・補論——岩野英夫氏の批判に接して

北大法学論集四〇卷三号

(33) ザクセンシュピールゲルにおける平和と法（一）

北大法学論集四〇卷五―六号

III 翻訳

一九七〇（昭和四五）年

(1) ヘルビック著『ヨーロッパの形成——中世史の基本的諸問題

——』（共訳）

一九七四（昭和四九）年

(2) オットー・ブルンナー著『ヨーロッパ——その歴史と精神』

（共訳）

一九七七（昭和五二）年

(3) 原典『ザクセンシュピールゲル・ラント法』（共訳）

創文社

岩波書店

岩波書店

- (4) ヘルビック「一世紀のフランスとドイツにおける『神の平和』」
法制史研究二六号
一九八一（昭和五六）年
古代学協会編『西洋古代史論集Ⅲ』（東大出版会）
- (5) 史料「ウォルムス荘園法」（抜粋）
一九七八（昭和五三）年
北大法学論集三一巻三―四号
- (6) 史料「ザクセンシュピーゲル」（抜粋）
『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選Ⅱ中世』
（創文社）
一九八二（昭和五七）年
- (7) 「ローマ法継受時代の立法」（共訳）
『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選Ⅱ中世』
（創文社）
一九八二（昭和五七）年
- (8) ティーメ「神聖ローマ帝国の首長と構成員——連邦主義の問題に寄せて——」（共訳）
『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選Ⅱ中世』
（岩波書店）
一九八九（平成元）年
- (9) ティーメ「19・20世紀の法史学研究における発展思想」
『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選Ⅱ中世』
（岩波書店）
一九八二（昭和五七）年
- (10) ダンネンパウアー「カローリング朝の軍隊における自由人」
（岩波書店）
一九八二（昭和五七）年
- (11) ハンス・ティーメ「法史学と法学」
北大法学論集三一巻三―四号
- (12) ユスト「絶対主義の諸段階と諸形態——一つの概観——」
ハルトウング、フィーアハウス他著／成瀬治監訳
『伝統社会と近代国家』（岩波書店）
一九八二（昭和五七）年
- (13) エーストライヒ「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系（一六四八年―一七八九年）」
ハルトウング、フィーアハウス他著／成瀬治監訳
『伝統社会と近代国家』（岩波書店）
一九八二（昭和五七）年
- (14) クレッシュェル著「ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道」（監訳）
創文社
一九八二（昭和五七）年
- (15) クレッシュェル著「ゲルマン法——ある研究（史）上の問題」
クレッシュェル著／石川武監訳
『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』
（創文社）
一九八二（昭和五七）年
- (16) クレッシュェル「法の記録と法の現実——ザクセンシュピーゲル」
（創文社）
一九八二（昭和五七）年

ルの事例」

クレツシエル著／石川武監訳

『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』

(創文社)

一九六一(昭和三六)年

(6) 学界回顧一九六一年法制史(西洋法制史)

法律時報三三卷一三三号

一九六二(昭和三七)年

(7) 学界回顧一九六二年法制史(西洋法制史)

法律時報三四卷一二号

(8) ヨーロッパ封建社会の研究

歴史教育一〇卷一三号

(9) 木村尚三郎氏における「封建化」・「封建制」の理解をめぐつて

法制史研究一二号

一九五九(昭和三四)年

(1) ドイツにおける地方史研究と北海道史研究

北海道地方史研究三二号

(2) 「コンスタンツの中世史研究グループ」について

法制史研究九号

一九六〇(昭和三五)年

(3) 一九五九年の歴史学界、西洋史(中世)

史学雑誌六九卷五号

(4) 学界回顧一九六〇年法制史(西洋法制史)

法律時報三二卷一四号

(5) 中世初期ドイツ国制史研究の出発点(昭和三四年四月法制史

学会第一一回総会)

〈要旨〉法制史研究一〇号

(13) Ein Glückwunsch aus Japan.

一九七六(昭和五一)年

(12) 総括に代えて——直居淳氏を偲びつつ——(共著)

久保正幡編『中世の自由と国家(下)』(創文社)

(10) 序論——本書の成立にいたるまで——(共著)

久保正幡編『中世の自由と国家(上)』(創文社)

一九六八(昭和四三)年

(11) 直居淳氏の逝去を悼む

法制史研究一九号

一九六九(昭和四四)年

Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte.

Festschrift für H. Helbig zum 65. Geburtstag

一九七七 (昭和五二) 年

(14) 堀米庸三先生の逝去を悼んで

法制史研究二六号

一九八三 (昭和五八) 年

(15) ラント・ラント法・ラント平和——O・ブルンナー「ラント

論」の歴史の再構成の手がかりとして——(昭和五六年四

月法制史学会第三三回総会) <要旨> 法制史研究三二号

一九八四 (昭和五九) 年

(16) 初期メーロヴィング朝の軍隊と王権——共通課題「中世の法

と国制をめぐる」(第30回研究大会) に寄せて——

法制史研究三三号

(17) 中世ヨーロッパにおける法秩序の構造と展開——新たな中世

法論のための基礎的研究—— 総合研究(A)総括報告

一九八五 (昭和六〇) 年

(18) 「中世ヨーロッパにおける法秩序の構造と展開」をめぐる

法制史研究三四号

一九八九 (平成元) 年

(19) 世良晃志郎先生を偲んで

一九九〇 (平成二) 年

創文三〇一号

(20) 世良晃志郎先生の逝去を悼んで 法制史研究三九号

V 書評

一九五六 (昭和三一) 年

(1) 上原専祿『世界史像の新形成』

歴史評論七二号

一九五七 (昭和三二) 年

(2) 莊子邦雄「封建制社会における刑法」、『ゲルマン古代刑法の

性格』 法制史研究七号

一九五九 (昭和三四) 年

(3) 堀浩「西洋法史学の課題」 法制史研究九号

(4) 宇尾野久「いわゆる中世的自由について」 法制史研究九号

一九六〇 (昭和三五) 年

(5) 世良晃志郎「フンデルトシャフト研究の諸動向」(一)——(四)

法制史研究一〇号

一九六一 (昭和三六) 年

(6) 木村尚三郎「フランスにおける古典的封建制の成立前提」

法制史研究一一号

一九七五 (昭和五〇) 年

(7) 久保正幡「西洋法制史学の展望」、*「法社会学と法史学」*、中

世ヨーロッパ

法制史研究二四号

(8) 増田四郎「西洋中世社会史研究」、*史学雑誌*第八四編第六号

一九八二(昭和五七)年

(9) 村上淳「ゲルマン法史における自由と誠実」

法制史研究三二号

一九八三(昭和五八)年

(10) 林毅「世良法史学について——一つの覚書——」

法制史研究三二号

一九九〇(平成二)年

(11) 岩野英夫氏の御批判に接して

法制史研究三九号

VI 辞典項目・用語解説等

一九六〇(昭和三五)年

(1) ザクセンシュピーゲル

世界名著大辞典(平凡社)

一九七九(昭和五四)年

(2) ザクセンシュピーゲル 北海道新聞(昭五四・四・二夕刊)

(3) フェーデ

(昭五四・五・二夕刊)

(4) 「家」の平和

(昭五四・五・二三夕刊)

(5) 「神の平和」の成立

(昭五四・六・二六夕刊)

(6) 「平和」と「休戦」

(昭五四・七・一〇夕刊)

一九八八(昭和六三)年

(7) 封建制

日本大百科全書第二二卷(小学館)

(8) 封建国家

日本大百科全書第二二卷(小学館)

一九八九(平成元)年

(9) ゲヴェーレ

新法律学辞典・第三版(有斐閣)

VII その他(主に大学の問題について論じたもの)

一九六七(昭和四二)年

(1) 基礎教育と一般教育(I)

機関研究報告資料第4輯

一般教育に関する研究——北大方式を中心にして——

(北海道大学教養部)

一九六八(昭和四三)年

(2) 基礎教育と一般教育(II)

機関研究報告資料第5輯

一般教育に関する研究——北大方式を中心にして——

(北海道大学教養部)

一九七二(昭和四六)年

(3)ベルリン雑誌(二)——十年目の西ドイツ——創文九四号

(4)ベルリン雑誌(二)——その後の「コンスタンツの中世史研究グループ」——

(5)ベルリン雑誌(三)——ドイツの学生に教えて——

(6)ベルリン雑誌(四)——東と西のあいだ——

(7)ベルリン雑誌(最終回)——ベルリン自由大学における大学

改革——

一九七三(昭和四八)年

(8)私の法学入門 法学セミナー二〇九(一九七三年四月)号

一九七四(昭和四九)年

(9)学生の指導とその限界について

第一四回

北海道地区大学厚生補導職員研修会報告書昭和四九年度

(北海道地区大学厚生補導協議会)

一九七七(昭和五二)年

(10)公の論理と私の論理 北海道新聞(昭五二・一〇・二〇夕刊)

一九七九(昭和五四)年

(11)大学紛争——その後十年(二)——紛争の原因——

北海道新聞(昭五四・四・一六夕刊)

(12)大学紛争——その後十年(二)——改革の原点——

(昭五四・四・一七夕刊)

(13)大学紛争——その後十年(三)——北大法学部の改革——

(昭五四・四・一八夕刊)

(14)大学紛争——その後十年(四)——残された課題——

(昭五四・四・一九夕刊)

一九八一(昭和五六)年

(15)ティーム文庫について 法制史研究三〇号

(16)「基礎教育」の概念について

協議会資料集2(北海道大学教養課程教育協議会)

一九八二(昭和五七)年

(17)ティーム文庫のこと 楡蔭五八号

(18)問われる総合大学のあり方——「北大百年史」完成に寄せて

北海道新聞(昭五七・八・二七夕刊)

一九八三(昭和五八)年

(19)一般教育をどう考えるか 協議会資料集18(北海道大学教養課程教育協議会)

(20) 大学における厚生補導のあり方について

第二三回

北海道地区大学厚生補導職員研修会報告書昭和五八年度

(北海道地区大学厚生補導協議会)

(21) 放送を通じて大学教育を——北大放送講座の開始に当たって

北海道新聞(昭五八・八・三夕刊)

一九八四(昭和五九)年

(22) 大学放送講座の一年——社会教育の一環として

北海道新聞(昭五九・九・四夕刊)

一九八六(昭和六一)年

(23) 西ドイツの戦後(上)

北海道新聞(昭六一・一一・一七夕刊)

(24) 西ドイツの戦後(下)

(昭六一・一一・一八夕刊)

一九八七(昭和六二)年

(25) 総合大学としての北大が当面する課題——討論のための素材として——
自費出版

(26) 就任にあたって

一九八九(平成元)年

(27) 再任にあたって

一九九〇(平成二)年

えるむ五四号

(28) 最近の学生気質について——日本とドイツ——

講演会記録Ⅱ(札幌学生雇用主協議会)

(29) 戦後四〇年——東と西——

全国大学保険管理協会北海道地方部会

設立二〇周年記念集会報告書